

予防接種マニュアル

平成 26 年（2014 年 4 月）
広島市健康福祉局保健部保健医療課

目 次

第 1 章	予防接種全般の注意事項		
1	対象者について	・・・	4
2	接種間隔について	・・・	8
3	副反応報告について	・・・	11
第 2 章	各ワクチンの接種方法（定期予防接種）		
1	ヒブワクチン	・・・	13
2	小児用肺炎球菌ワクチン	・・・	15
3	4種混合・3種混合・2種混合ワクチン	・・・	17
4	不活化ポリオワクチン	・・・	19
5	BCGワクチン	・・・	21
6	麻しん風しんワクチン	・・・	22
7	日本脳炎ワクチン	・・・	23
8	子宮頸がん予防ワクチン	・・・	27
9	インフルエンザワクチン	・・・	28

第1章 予防接種全般の注意事項

【予防接種法に基づく定期予防接種について】

予防接種法に基づく、定期予防接種とするためには、

- ① 予防接種法施行令に定められた年齢
- ② 予防接種実施規則に定められた接種間隔

の両方を満たす必要があります。

それ以外の接種は、予防接種法に基づかない接種（以下、「任意接種」という。）として取り扱われ、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。

また、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられないことがあり、その場合は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度による補償を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が少なくなります。

1 対象者について

(1) 予防接種法施行令に定められた対象年齢

対象疾病	定期の予防接種の対象者	
ヒブ感染症 小児の肺炎球菌感染症	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者	
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1 期	生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
ジフテリア・破傷風	2 期	11 歳以上 13 歳未満の者
ポリオ（急性灰白髄炎）	生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	
結核（BCG）	生後 1 歳に至るまでの間にある者	
麻しん・風しん	1 期	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者
	2 期	5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	1 期	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
	2 期	9 歳以上 13 歳未満の者
	特例	4 歳以上 20 歳未満の者（対象者：平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者）
子宮頸がん （ヒトパピローマウイルス感染症）	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の者 ・ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳 1 級に相当する者 	

※ 長期療養を必要とする病気にかかったことにより、対象年齢内に定期接種を受けられなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過する日までの間、定期接種を受けられます。

ただし、4 種混合ワクチンについては 15 歳、結核（BCG）については 4 歳、ヒブ感染症については 10 歳、小児の肺炎球菌感染症については 6 歳に達するまで（誕生日の前日まで）の間において接種を受けられます。

(2) 年齢の解釈

予防接種法における年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律」と「民法第 143 条第 2 項」により、誕生日の前日に 1 歳を加える（応当日の前日に満了する）ように定められており、次のとおり運用します。

【定期の予防接種における対象者の解釈について（平成 26 年 3 月 11 日厚生労働省健康局結核感染症課発出）】

「〇歳に至った日」…誕生日の前日 24 時に年をとると考えるため、起算日（誕生日）に応当日の前日のことです。

「〇歳以上」…誕生日の前日 24 時に年をとると考えられますが、真夜中の 24 時に接種することは通常想定されないため、日中でも接種できるよう、起算日（誕生日）に応当日の前日からが対象になります。

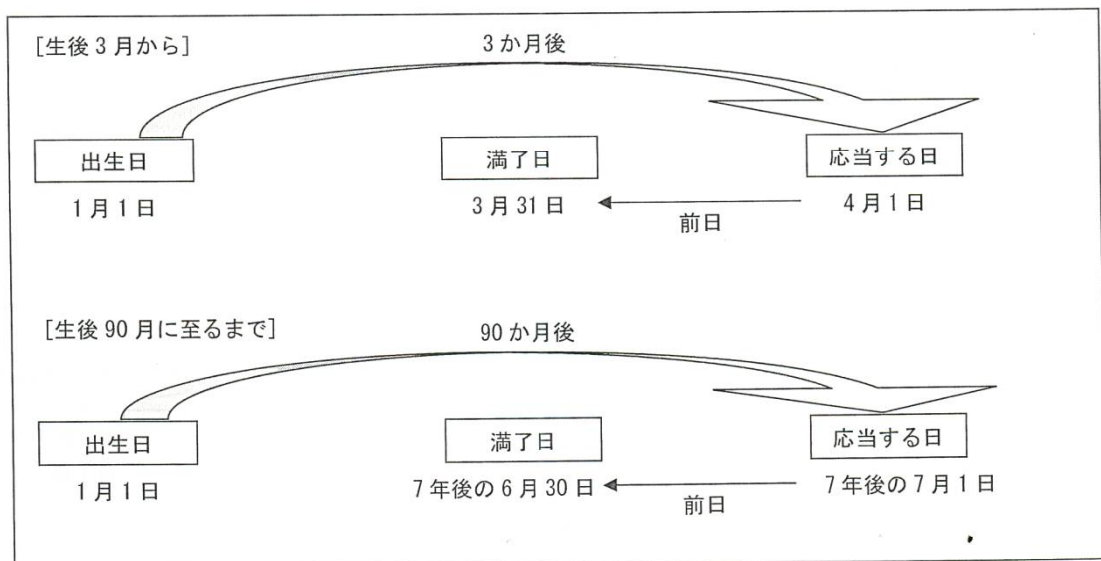
「〇歳に至るまで」…誕生日の前日 24 時に年をとると考えるため、起算日（誕生日）に応当日の前日までが対象になります。

「〇歳未満」…誕生日の前日 24 時に年をとると考えるため、起算日（誕生日）に応当日の前日までが対象になります。

① 「生後△月から生後〇月に至るまでの間にある者」の場合は、起算日（誕生日）に応当日（誕生日の△月後）の前日から、起算日（誕生日）に応当日（誕生日の〇月後）の前日が対象内です。

具体例 1 起算日に応当日があるとき

DPT-IPV（4 種混合）1 期における「生後 3 月から生後 90 月に至るまで」とは、平成 25 年 1 月 1 日に生まれた者の場合、平成 25 年 3 月 31 日（生後 3 か月となる）から 平成 32 年 6 月 30 日（生後 90 か月となる）まで となります。



6

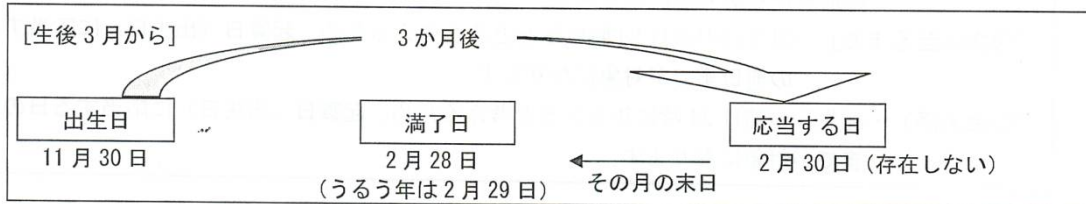
具体例2 起算日に相当する日がないとき

11月30日に生まれた者は、ちょうど3か月後の30日(2月30日)がありません。当該月に相当日がない場合は、当該月の末日(2月28日、うるう年で2月29日まである年は2月29日)が満了日となります。



DPT1期における「生後3月から生後90月に至るまで」とは、

11月30日に生まれた者の場合、
〔 2月28日までの年は、2月28日から
2月29日まである年は、2月29日から
8年後の5月29日まで となります。 〕

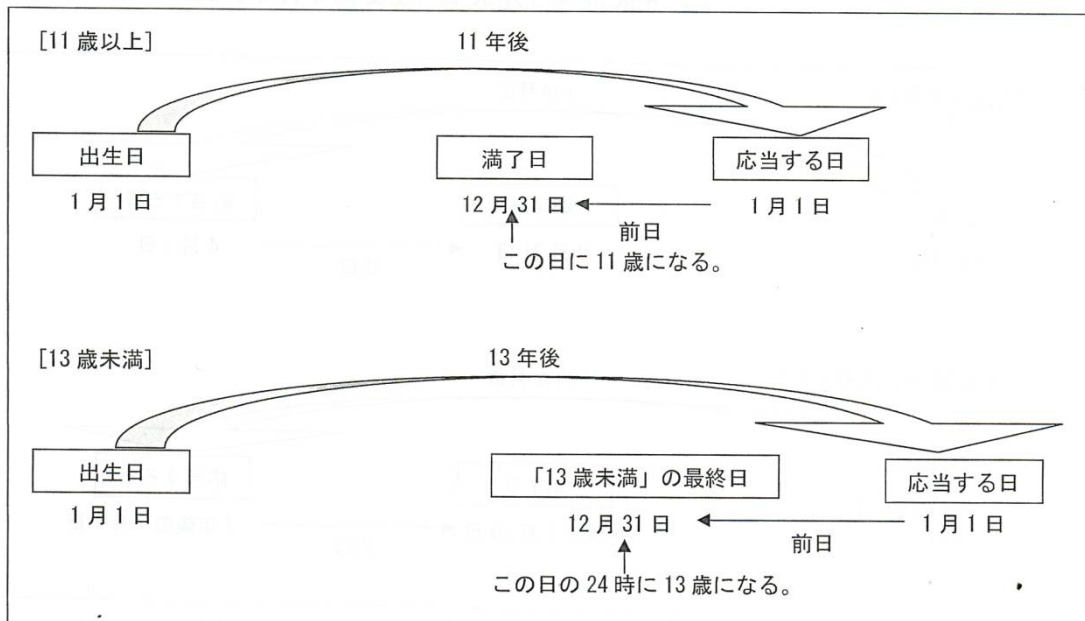


② 「△歳以上○歳未満の者」の場合は、起算日(誕生日)に相当する日(△歳の誕生日)の前日から、起算日(誕生日)に相当する日(○歳の誕生日)の前日までが対象内です。

具体例1 起算日に相当する日があるとき

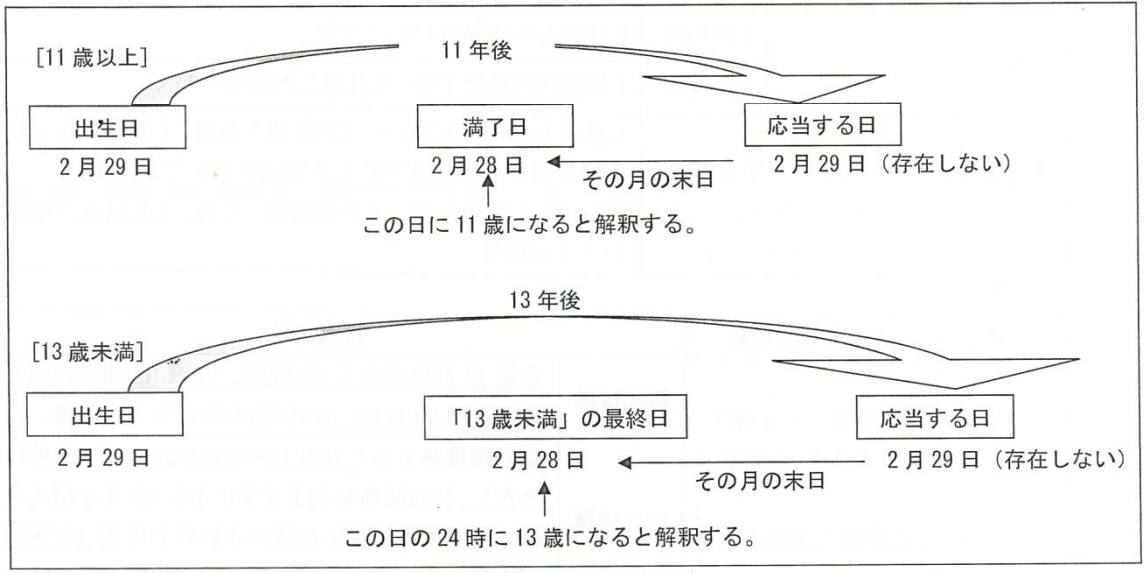
DT2期における「11歳以上13歳未満」とは、

平成15年1月1日に生まれた者の場合、平成25年12月31日(11年後の1月1日の前日)から 平成27年12月31日(13年後の1月1日の前日)まで となります。



具体例2 起算日に相当する日がないとき

DPT2期における「11歳以上13歳未満」とは、
平成16年2月29日に生まれた者の場合、平成27年2月28日（11年後の2月末日）から
平成29年2月28日（13年後の2月末日）まで となります。



A

2 接種間隔について

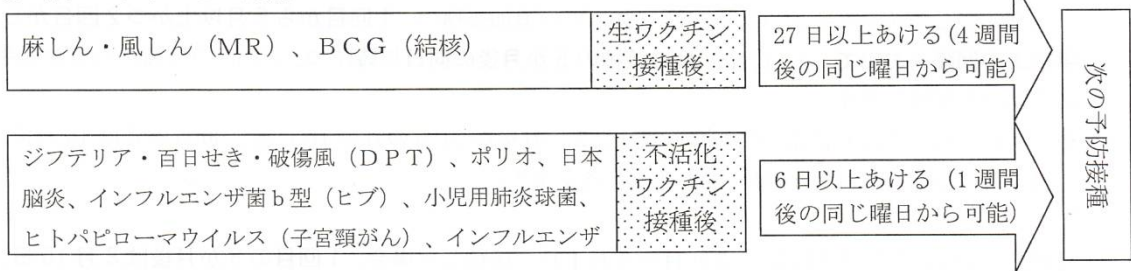
(1) 予防接種実施規則に定められた接種間隔（平成 26 年 4 月 1 日改正）

① 各予防接種の接種間隔

対象疾病		定期の予防接種の対象者	
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1 期初回	20 日以上の間隔をおいて 3 回	
	1 期追加	1 期初回接種終了後、6 月以上の間隔をおく	
日本脳炎	1 期初回	6 日以上の間隔をおいて 2 回	
	1 期追加	1 期初回接種終了後、6 月以上の間隔をおく	
子宮頸がん 予防ワクチン	2 価ワクチン (サーバリックス)	1 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目から 5 月以上かつ 2 回目から 2 月半以上の間隔をおいて 1 回接種	
	4 価ワクチン (ガーダシル)	1 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後、3 月以上の間隔をおいて 1 回接種	

ワクチン	初回接種開始年齢	接種方法	
ヒブ ワクチン	生後 2 月から生後 7 月 に至るまでの間 [標準的な接種方法]	初回接種	生後 12 月に至るまでの間に、27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 3 回接種。
		追加接種	初回接種終了後 7 月以上の間隔をおいて 1 回接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後 12 月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後 27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 1 回接種。
	生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月 に至るまでの間	初回接種	生後 12 月に至るまでの間に、27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 2 回接種。
		追加接種	初回接種終了後 7 月以上の間隔をおいて 1 回接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後 12 月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後 27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 1 回接種。
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後 2 月から生後 7 月 に至るまでの間 [標準的な接種方法]	初回接種	生後 24 月に至るまでの間に、27 日間以上の間隔をおいて 3 回接種。 ただし、生後 12 月を超えて 2 回目の注射を行った場合は、3 回目の注射を行わない。
		追加接種	初回接種に係る最後の接種後、60 日間以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降に 1 回接種。
	生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月 に至るまでの間	初回接種	生後 24 月に至るまでの間に、27 日間以上の間隔をおいて 2 回接種。
		追加接種	初回接種に係る最後の接種後、60 日間以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降に 1 回接種。
	生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月 に至るまでの間	60 日間以上の間隔をおいて 2 回接種。	

② 他のワクチンとの間隔

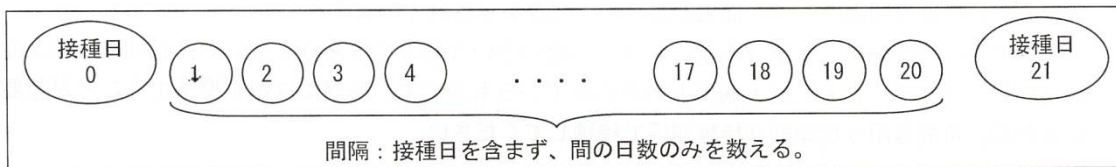


(2) 間隔の解釈

民法の解釈によって計算します。

接種間隔は、接種した次の日から起算した日数を数えます。

「20日の間隔をおく」とは、以下のように考えます。



具体例

① 「〇日の間隔をおいて」の考え方

DPTの初回接種の「20日以上の間隔をおいて」とは、火曜日に接種した場合は3週間後の同じ曜日 (火曜日) 以降に接種します。

		接種日						
週	曜日	日	月	火	水	木	金	土
0				0	1	2	3	4
1		5	6	7	8	9	10	11
2		12	13	14	15	16	17	18
3		19	20	21	22	23	24	25
4		26	27	28	29	30	31	32
5		33	34	35	36	37	38	39
6		40	41	42	43	44	45	46
7		47	48	49	50	51	52	53
8		54	55	56	57	58	59	60

20日以上の間隔：
3週間後の同じ曜日以降に接種

② 「〇月の間隔を以て」の考え方

子宮頸がん予防ワクチン（サーバリックス）の追加接種の「1回目から5月以上かつ2回目から2月半以上の間隔を以て」とは、1回目の接種の5か月後の同日以降かつ、2回目の接種から2か月半以降に3回目を接種します。

※ 半月の数え方は月によって異なります。2か月後が31日の月は16日後、30日の月は15日後、29日の月は15日後、28日の月は14日後と考えます。

【例】 1回目を3月15日に、2回目を5月1日に接種した場合、1回目の5か月後は8月15日、2回目の2か月半後は7月17日なので、2つの条件をともに満たす8月15日以降に接種します。

(3) 標準的な（望ましい）接種間隔

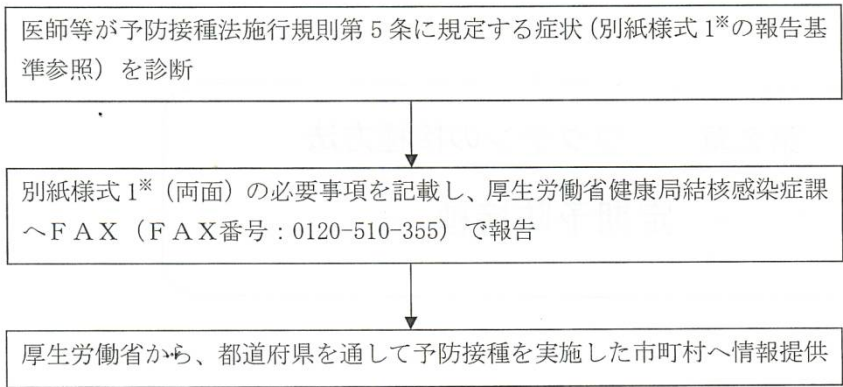
予防接種実施規則上は接種間隔の上限の撤廃等がなされましたが、定期接種実施要領には標準的な（望ましい）接種間隔として、従来どおりの上限等が示されています。

標準的な接種間隔は、必ず守らなければならないというものではありませんが、有効性・安全性の観点から、ワクチンごとに最も適切と考えられているものです。早期に抗体を獲得することが重要であるため、可能な限り標準的な接種間隔で接種してください。

3 副反応報告について

予防接種法第12条において、医師等は、定期予防接種を受けた者が、当該接種を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定める症状を呈していることを知ったときは、速やかに厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

【副反応報告の流れ】



なお、この報告は、予防接種健康被害救済制度と直接結びつくものではありません。救済措置の給付を申請する場合には、保護者等により、別途、必要書類の提出が必要で、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、給付が行われます。

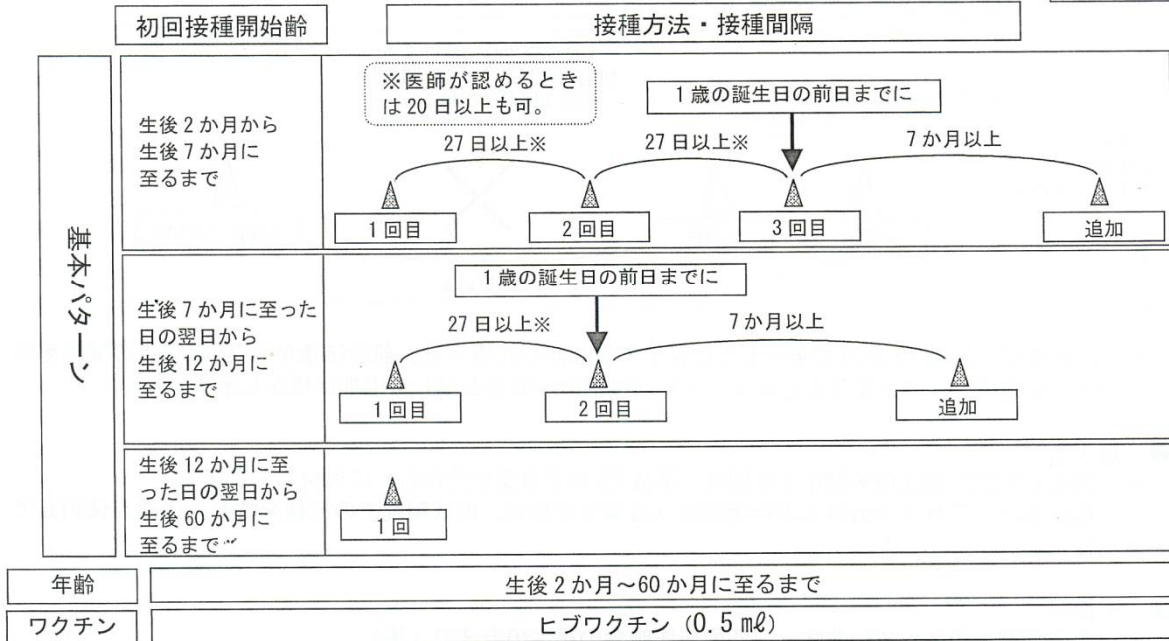
※ 副反応報告書別紙様式1については、広島市ホームページに掲載しています。

第2章 ワクチンの接種方法

- 定期予防接種 -

1 ヒブワクチン
(1) 基本の接種方法

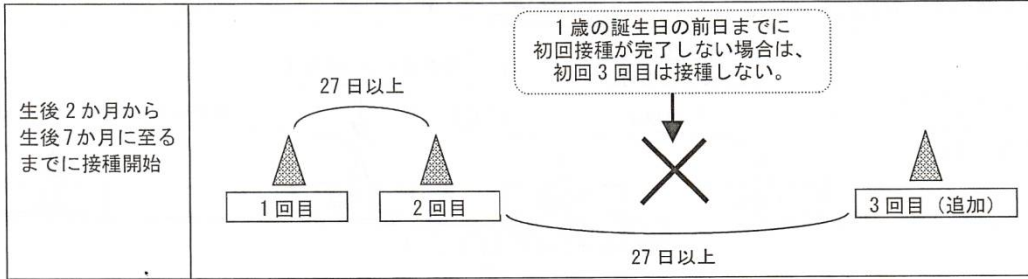
不活化



対象者	初回接種開始時期	予防接種実施規則（以下、「実施規則」）で定められた接種間隔と回数	標準的な（望ましい）接種時期・方法
生後2か月以上、生後60か月（5歳の誕生日の前日）に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで	<p>初回：生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて3回接種。</p> <p>追加：初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回接種。</p>	<p>接種開始は、生後2か月から生後7か月に至るまで。</p> <p>初回接種は、27日（医師が必要と認めた場合は20日）から56日までの間隔をおく。</p> <p>追加接種は、初回接種終了後、7か月から13か月までの間隔をおく。</p>
	生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	<p>初回：生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて2回接種。</p> <p>追加：初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回接種。</p>	
	生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回接種。	

(2) 疑義が生じやすい事例

生後 12 か月に至るまでに初回接種を終了できなかった場合



・ 初回接種を生後 12 か月に至るまでに完了できなかった場合は、前回接種から 27 日以上の間隔をおいて 1 回接種し、接種完了とします。(初回接種の一部をとばして追加接種をします。)

● 接種券

- ・ 医療機関設置又は母子健康手帳別冊（平成 25 年 7 月交付分から）に添付しています。
- ・ 接種券は、これまでの本人の接種回数（自費での接種、助成制度での接種を含む）の券を使用してください。

● 予診票

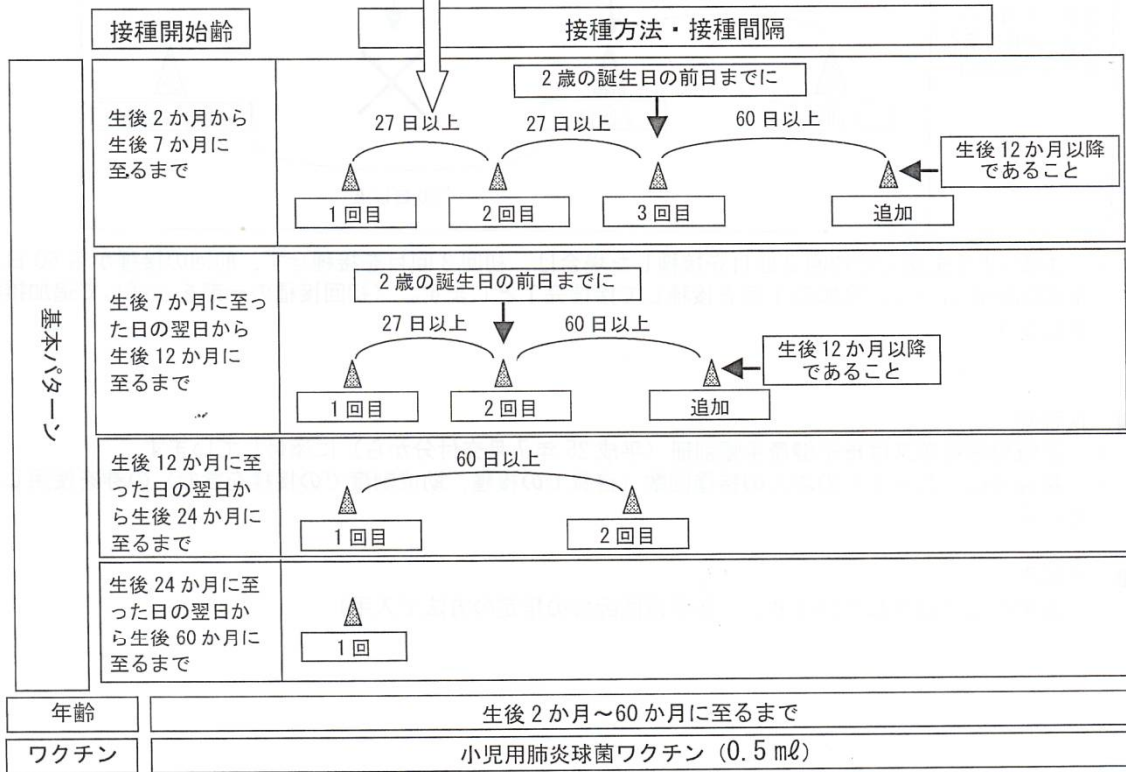
- ・ 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）

不活化

2 小児用肺炎球菌ワクチン (13 価)

(1) 基本の接種方法

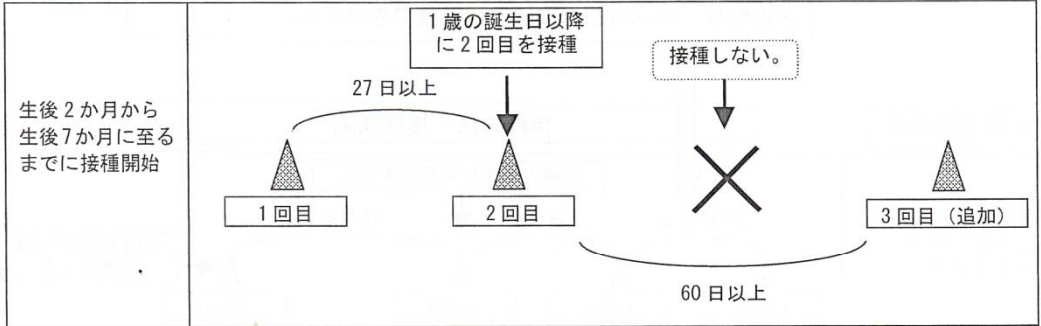
(注意！！)
小児用肺炎球菌ワクチンは、ヒブワクチンや4種混合ワクチンと異なり、20～26日の間隔では接種できません。



対象者	接種開始時期	実施規則で定められた接種間隔と回数	標準的な(望ましい)接種時期・方法
生後2か月以上、生後60か月(5歳の誕生日の前日)に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで	初回: 生後24か月に至るまでの間に、27日間以上の間隔をおいて3回接種。 ただし、生後12か月を超えて2回目を接種した場合は、3回目を接種しない。 追加: 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降に1回接種。	接種開始は、生後2か月から生後7か月に至るまで 追加接種は、生後12か月から生後15か月に至るまで
	生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	初回: 生後24か月に至るまでの間に、27日間以上の間隔をおいて2回接種。 追加: 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降に1回接種。	
	生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまで	60日間以上の間隔をおいて2回接種。	
	生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回接種。	

(2) 疑義が生じやすい事例

生後 12 か月までに 2 回目を接種できなかった場合



・ 生後 12 月を超えて初回 2 回目を接種した場合は、初回 3 回目を接種せず、前回の接種から 60 日以上の間隔をおいて、追加の 1 回を接種して接種完了とします。(初回接種の一部をとばして追加接種をします。)

● 接種券

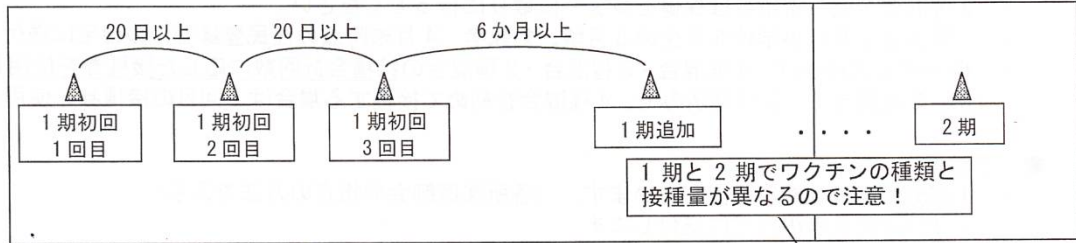
- ・ 医療機関設置又は母子健康手帳別冊（平成 25 年 7 月交付分から）に添付しています。
- ・ 接種券は、これまでの本人の接種回数（自費での接種、助成制度での接種を含む）の券を使用してください。

● 予診票

- ・ 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）

3 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合ワクチン）、
ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合ワクチン）、
ジフテリア・破傷風（2種混合ワクチン）

不活化



年齢	生後3か月～90か月（7歳6か月）に至るまで	11歳以上13歳未満		
ワクチン	DPT-IPV 4種混合ワクチン 0.5ml	又は DPT3種混合 ワクチン 0.5ml	又は DT2種混合 ワクチン 0.5ml	DT2種混合 ワクチン 0.1ml

対象疾病	区分	法施行令で定められた期間 (無料接種期間)	実施規則で定められた 接種間隔と回数	標準的な(望ましい) 接種時期・方法	
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	1期	生後3か月～90か月に至るまで (満90か月齢になる日の前日まで)	初回	20日以上の間隔をおいて 3回	生後3か月から12か月に達するまでに、20日から56日までの間隔をおく
			追加	1期初回(3回)終了後、 6か月以上の間隔をおいて1回	1期初回(3回)終了後、 1年から1年半までの間隔をおく
	2期	11歳以上13歳未満 (13歳の誕生日の前日まで)	1回	11歳	

● 注意事項

ワクチンの選択

- 原則、4種混合で接種を始めた人は4種混合で接種を完了し、3種混合+不活化ポリオワクチンで接種を始めた人はそれぞれのワクチンで接種を完了します。(ただし、ワクチンの供給不足等の理由で、途中でワクチンを変更することは可能です。)
- 4種混合ワクチン、3種混合ワクチン、生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンを組み合わせて接種する場合、それぞれの規定の回数(初回3回、追加1回)を超えないように注意してください。

未承認不活化ポリオワクチンを接種していた場合

- 任意で「未承認不活化ポリオワクチン」を接種している人については、医師の判断と保護者の同意に基づき、接種済み回数を定期接種の一部とみなすことができますので、既定の回数(初回3回、追加1回)の残り回数の接種を行ってください。(定期接種とみなさずに既定の回数を接種することも可能です。)

百日せきにかかったことがある人への接種

- 百日せきにかかったことがある人は、1期の接種に「4種混合」、「3種混合」、「2種混合」のいずれのワクチンを使用することもできます。ただし、2種混合ワクチンを選択する場合は、保健センターで接種券の取り換えが必要です。

3種混合ワクチン製造中止について

- 今後、3種混合ワクチンの製造が中止され、販売についても順次中止される見込みです。ワクチンが入手困難な場合は、厚生労働省によりワクチンの手配が可能とされていますので、お問い合わせください。

18

● 接種券

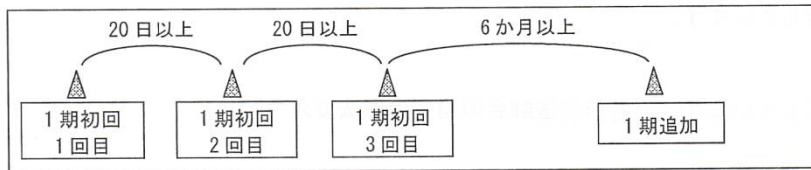
- ・ 4種混合1期…医療機関に設置又は母子健康手帳別冊（平成24年11月交付分から）に添付しています。
- ・ 3種混合1期…母子健康手帳別冊（平成24年10月交付分まで）に添付しています。
- ・ 2種混合1期…希望者は保健センターに取りに行ってください。
- ・ 2種混合2期…小学校6年生の5月頃、対象者（4月末時点の住民登録者）の自宅に送付します。
- ・ 使用する接種券は、4種混合・3種混合・2種混合の接種合計回数に応じた接種券を使用します。（例：3種混合を1回接種済みで、4種混合を初めて接種する場合は2回目の接種券を使用。）

● 予診票

- ・ 1期分は医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）
- ・ 2期分は対象者の自宅に送付します。

4 不活化ポリオワクチン

不活化



年齢	生後3か月～90か月（7歳6か月）に至るまで
ワクチン	不活化ポリオワクチン0.5ml

対象疾病	区分	法施行令で定められた期間 (無料接種期間)	実施規則で定められた 接種間隔と回数	標準的な(望ましい) 接種時期・方法
ポリオ	初回	生後3か月～90か月に至るまで (満90か月齢になる日の前日まで)	20日以上の間隔をおいて 3回	生後3か月から12か月に達するまでに、20日から56日までの間隔をおく
	追加		1期初回(3回)終了後、 6か月以上の間隔をおいて1回	1期初回(3回)終了後、 1年から1年半までの間隔をおく

● 注意事項

生ワクチン・4種混合ワクチンとの併用

- ・ 生ワクチン2回接種済み者は、不活化ワクチンの接種は不要です。
- ・ 生ワクチン1回接種済み者は、残り3回不活化ワクチンを接種します。
- ・ 4種混合ワクチン、3種混合ワクチン、生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンを組み合わせて接種する場合、それぞれの規定の回数(初回3回、追加1回)を超えないように特に注意してください。

未承認不活化ポリオワクチンを接種していた場合

- ・ 任意で平成24年8月までに「未承認不活化ポリオワクチン」を接種した者については、医師の判断と保護者の同意に基づき、接種済み回数を定期接種の一部とみなすことができ、既定の回数(初回3回、追加1回)の残り回数の接種を行います。

生ワクチン 2回 接種者	不活化ポリオワクチンの接種はできない。 (4種混合ワクチンの接種もできない。)
生ワクチン 1回 接種者	
未承認不活化 ワクチン2回 + 生ワクチン 1回 接種者	
未承認不活化 ワクチン1回 + 生ワクチン 1回 接種者	

任意で「未承認不活化ポリオワクチン」を接種した者は、接種済み回数を定期接種の一部とみなすことができ、既定の回数(初回3回、追加1回)の残り回数の接種を行う。

(注) 任意での「未承認不活化ポリオワクチン」を接種した者は、定期接種の一部とみなさないことも可能。

- 接種券
 - 医療機関に設置しています。

- 予診票
 - 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）

21

生

5 BCGワクチン

	▲ 1回
年齢	生後1歳に至るまで
ワクチン	BCGワクチン（管針法）

対象疾病	法施行令で定められた期間 （無料接種期間）	実施規則で定められた回数	標準的な（望ましい） 接種時期
結核	生後1歳に至るまで （1歳の誕生日の前日まで）	1回	生後5か月～8か月に達するまで

● 注意事項

接種時期

- 平成25年4月1日から、対象年齢が「生後1歳に至るまで」に、標準的な接種時期が「生後5か月～8か月に達するまで」に変更となりました※。
- ※ 早期にBCGを接種すると、副反応としてBCG骨髄炎が起こる頻度が高くなるため、接種時期が変更になりました。ただし、生まれてから1歳に至るまでの間であれば、接種することは可能です。

● 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。

● 予診票

- 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）

22

生

6 麻しん風しんワクチン

年齢	生後12か月～24か月に至るまで	小学校就学前1年間	
ワクチン	MR混合ワクチン 0.5ml	又は 麻しんワクチン 0.5ml	又は 風しんワクチン 0.5ml
対象疾病	区分	実施規則で定められた回数	法施行令で定められた期間 (無料接種期間)
麻しん 風しん	1期	1回	生後12か月～24か月に至るまで (2歳の誕生日の前日まで)
	2期	1回	小学校就学前1年間 (4月1日～3月31日)

● 注意事項

ワクチンの選択

- ・ 麻しん又は風しんに罹患した者は、MR混合ワクチン、かかってない方の単独ワクチンのいずれのワクチンも使用することができます。
- ・ 保護者の希望により麻しんワクチンと風しんワクチンと別々に接種をすることもできます。この場合、保健センターで、あとで受けるワクチン分の接種券の交付を受けてから接種を受けます。

● 接種券

- ・ 1期は、母子健康手帳別冊に添付しています。
- ・ 2期は、平成25年度の対象者からは、母子健康手帳別冊に添付しています。

● 予診票

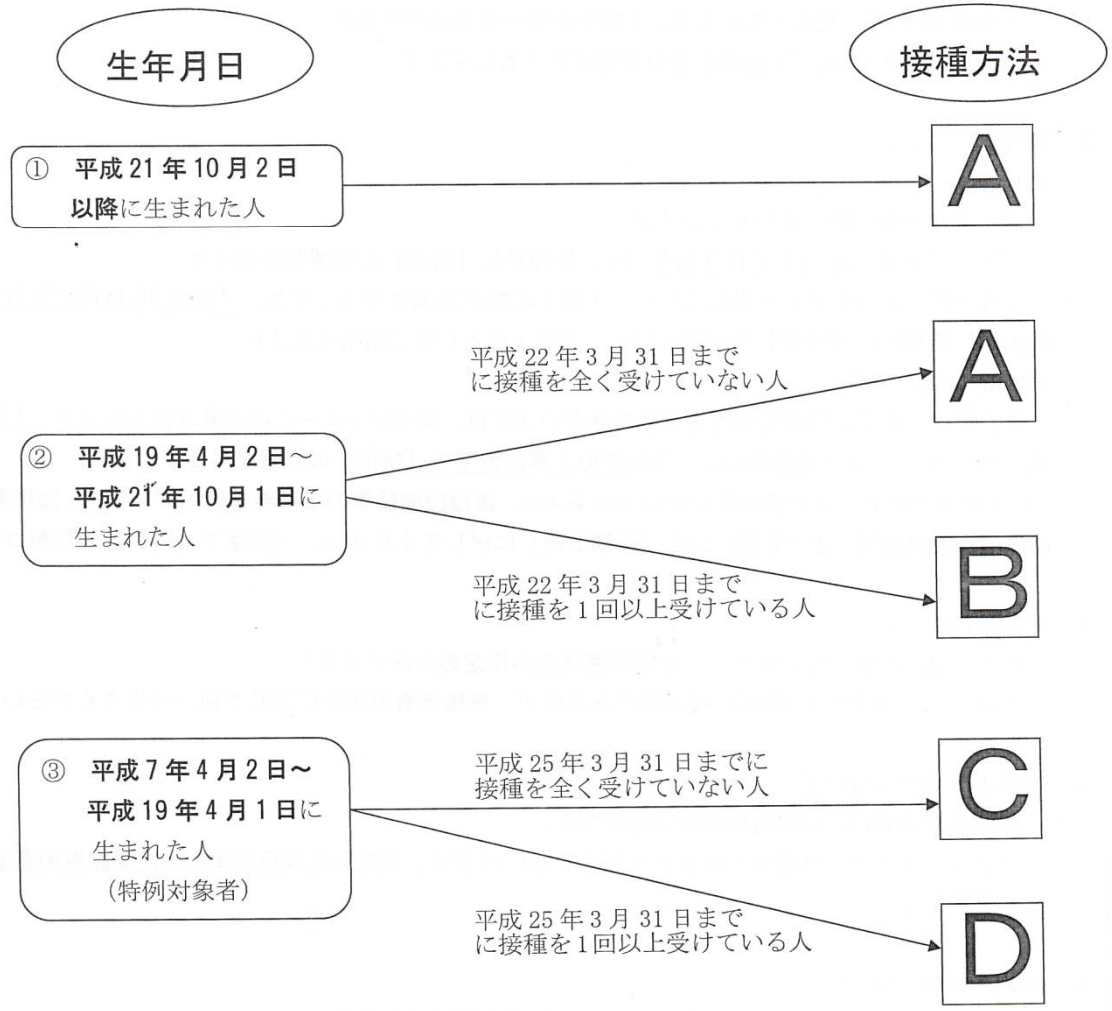
- ・ 医療機関に設置しています。(各所属医師会の指定の方法で入手)

※ 平成20年度から平成24年度まで行われていた、3期(対象者:中1)及び4期(対象者:高3)の定期予防接種は終了しました。

7 日本脳炎ワクチン

【日本脳炎接種スケジュールフロー図】

不活化



※ 接種年齢により委託料が異なるため、「生後90か月に至るまで」の人は、接種券に【特例】の記載はせず、通常1期としてご請求ください。

A	区分	対象年齢	前回接種との接種間隔
1期初回	1回目	生後6か月	—
	2回目	から90か月に至るまで	6日以上
	1期追加		6か月以上
2期	9歳以上 13歳未満	—	

B	区分	対象年齢	前回接種との接種間隔
1期初回	1回目	生後6か月	—
	2回目	から90か月に至るまで	6日以上
	1期追加		6日以上
2期	9歳以上 13歳未満	—	

C	区分	対象年齢	前回接種との接種間隔
1期初回	1回目	20歳未満	—
	2回目		6日以上
	1期追加		6か月以上
2期	9歳以上 20歳未満	6日以上	

D	区分	対象年齢	前回接種との接種間隔
1期初回	1回目	20歳未満	—
	2回目		6日以上
	1期追加		6日以上
2期	9歳以上 20歳未満	6日以上	

●注意事項

1 対象年齢について

- ・ 特例対象者であっても、2期の接種は9歳未満では接種できません。
- ・ 「生後90か月に至るまで」とは、7歳6か月になる日の前日まで
「13歳未満」とは、13歳の誕生日の前日までとなります。

2 接種券について

<1期>

- ・ 母子健康手帳別冊に添付しています。
- ・ 1期を90か月齢を超えて行う場合には、接種券に【特例】の記載が必要です。
- ・ 接種年齢により委託料が異なるため、上記③の特例対象者であっても、「生後90か月に至るまで」の人は、接種券に【特例】の記載はせず、通常1期としてご請求ください。

<2期・特例2期>

- ・ 母子健康手帳で1期の接種歴を確認できない人には、保健センターで接種券を交付します。2期を13歳～20歳未満で受ける場合には、接種券の上部に赤字で【特例】の記載が必要です。
- ・ 母子健康手帳で1期の接種歴が確認できる人は、医療機関設置の接種券を使用できます。接種券の「1期の接種歴確認済」と「2期」又は「特例2期」に✓してください。（赤字で【特例】の記載は不要）

3 予診票について

- ・ 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）
- ・ 13歳未満接種用と13歳以上接種用があるので、被接種者の年齢に応じて使い分けてください。

4 保護者の同伴について

- ・ 13歳未満の者は、保護者の同伴が必要です。
- ・ 13歳以上の者で、接種時に保護者が同伴しない場合は、予診票中の指定箇所へ、保護者の署名と記載が必要です。

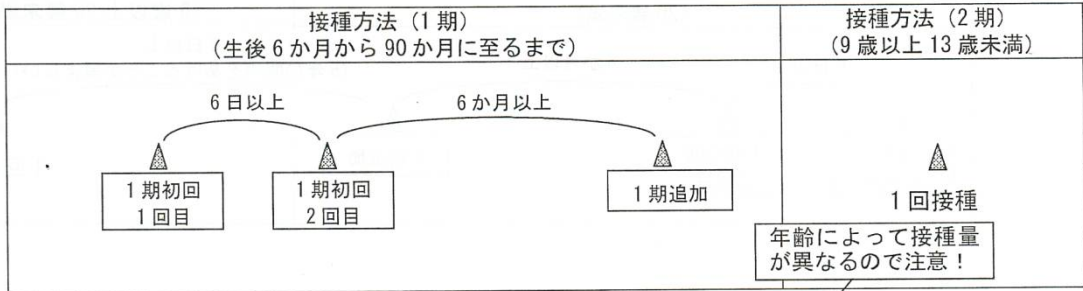
5 特例対象者について

- ・ 平成7年4月1日以前に生まれた人は、特例での接種はできません。

A

〈対象者〉

- ①平成 21 年 10 月 2 日以降に生まれた人
- ②平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日に生まれた人のうち、平成 22 年 3 月 31 日までに接種を全く受けていない人



ワクチン 日本脳炎ワクチン (3 歳未満は 0.25 ml、3 歳以上は 0.5 ml)

対象疾病	区分	実施規則で定められた接種間隔と回数	法施行令で定められた期間 (無料接種期間)	標準的な (望ましい) 接種時期・方法
日本脳炎	1 期	初回	生後 6 か月～90 か月に至るまで (満 90 か月齢になる日の前日まで)	3 歳 6 日から 28 日までの間隔をおく
		追加		1 期初回 (2 回) 終了後、6 か月以上の間隔をおいて 1 回
	2 期	1 回	9 歳以上 13 歳未満 (13 歳の誕生日の前日まで)	9 歳

B

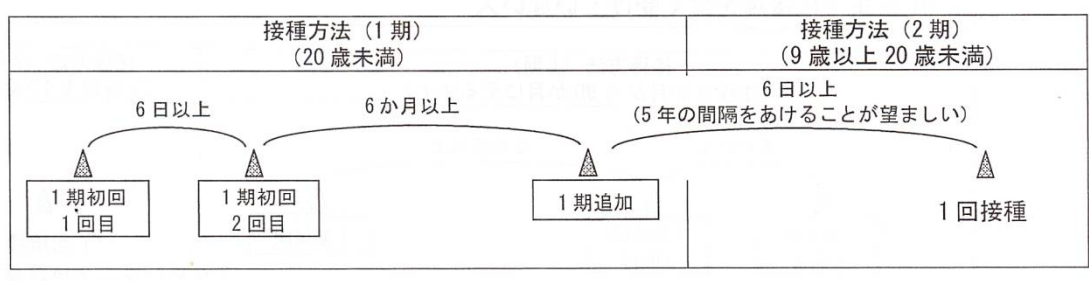
〈対象者〉

- ②平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日に生まれた人のうち、平成 22 年 3 月 31 日までに接種を 1 回以上受けている人

平成 22 年 3 月 31 日までの接種回数	残りの接種回数	接種方法 (1 期) (生後 6 か月から 90 か月に至るまで)	接種方法 (2 期) (9 歳以上 13 歳未満)
1 回	3 回	<p>6 日以上</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>2 回接種</p>	▲ 1 回接種
2 回	2 回	▲ 1 回接種	
3 回	1 回	—	

C

〈特例対象者〉
 ③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を全く受けていない人



D

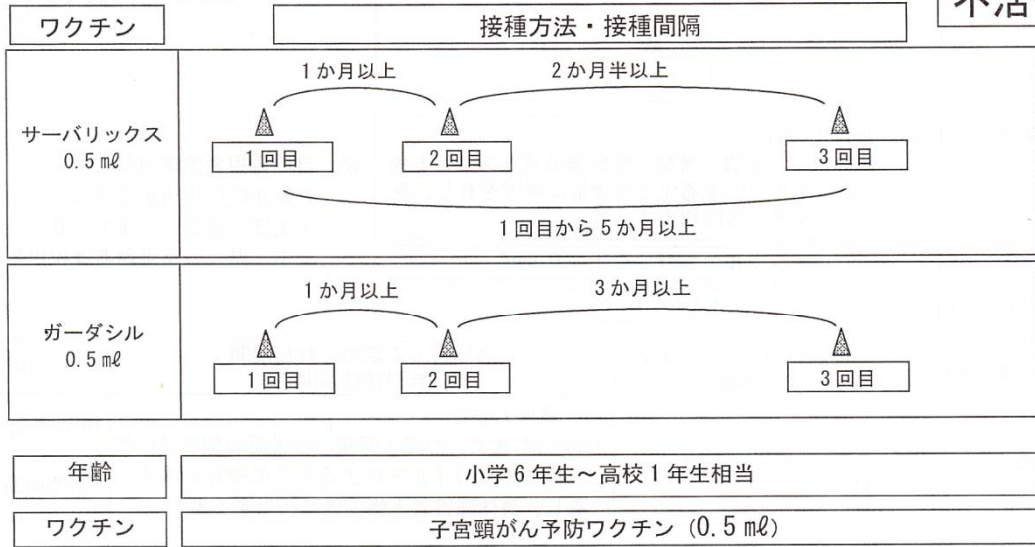
〈特例対象者〉
 ③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を1回でも受けた人

平成25年3月31日 までの接種回数	残りの 接種回数	接種方法 (1期) (20歳未満)	接種方法 (2期) (9歳以上 20歳未満)
1回	3回	<p>6日以上</p> <p>2回接種</p>	<p>3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*)</p> <p>1回接種</p>
2回	2回		<p>3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*)</p> <p>1回接種</p>
3回	1回	—	<p>3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*)</p> <p>1回接種</p>

※ 接種勧奨差し控えの影響で、1期接種の1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合は、2期の接種は1期の接種からおおむね1年の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

8 子宮頸がん予防ワクチン

不活化



法施行令で定められた期間 (無料接種期間)	使用ワクチン	実施規則で定められた接種間隔と回数	標準的な(望ましい)接種時期・方法
小6～高1相当の女子 (小6の4月1日～高1の3月31日)	サーバリックス	3回接種。 2回目: 1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種。 3回目: 1回目の接種から5か月以上かつ、2回目から2か月半以上の間隔をおいて接種。	中学1年生の時 2回目: 1回目の接種から1か月の間隔をおく 3回目: 1回目の接種から6か月の間隔をおく
	ガーダシル	3回接種。 2回目: 1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種。 3回目: 2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種。	中学1年生の時 2回目: 1回目の接種から2か月の間隔をおく 3回目: 1回目の接種から6か月の間隔をおく

● 注意事項

ワクチンの選択

- ・ 1回目の接種の際には、2種類のワクチンがあることを説明したうえで、接種医と保護者で相談し、どちらのワクチンにより接種を行うかを決めてください。3回とも同じワクチンを接種します。

保護者の同伴

- ・ 13歳未満の者は、保護者の同伴が必要です。
- ・ 13歳以上の者で、接種時に保護者が同伴しない場合は、予診票中の指定箇所へ、保護者の署名と記載が必要です。また、ワクチン選択欄で、どちらのワクチンを接種するかを確認してください。2回目、3回目の接種時は、接種すべきワクチンと、保護者同意書に記載されているワクチンが異なっている場合は、保護者に確認してください。

● 接種券

- ・ 医療機関に設置しています。(各所属医師会の指定の方法で入手)
- ・ 接種券は、これまでの本人の接種回数(自費での接種、助成制度での接種を含む)の券を使用してください。

● 予診票

- ・ 医療機関に設置しています。(各所属医師会の指定の方法で入手)

28

28
不活化

9 インフルエンザワクチン

▲
1回

年齢	・ 65 歳以上の者 ・ 60～64 歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳 1 級に相当する者
ワクチン	インフルエンザワクチン 0.5 ml
自己負担金	1,000 円 ※

※ 自己負担金免除対象者
対象年齢に該当する者で
・ 生活保護世帯に属する者
・ 市・県民税所得割非課税世帯に属する者

対象疾病	実施規則で定められた回数	法施行令で定められた期間 (無料接種期間)	接種時期
インフルエンザ	毎年度 1 回	・ 65 歳以上の者 ・ 60～64 歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳 1 級に相当する者	10 月中旬※～1 月 31 日 ※開始時は別途通知

● 注意事項

自己負担金

- ・ 自己負担金 1,000 円を接種時に徴収してください。
- ・ 「60～64 歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳 1 級に相当する者」が接種した場合は、請求時に身体障害者手帳の写し又は「予防接種法施行規則第 2 条の 2 該当者確認書」を添付してください。
- ・ 自己負担金免除対象者からは 1,000 円を徴収しないでください。
- ・ 自己負担金免除対象者の確認書類は接種日当日に確認してください。徴収後に広島市から自己負担金を返還することはできません。

自己負担金免除対象者の確認書類

- ・ 自己負担金免除対象者であることが確認できる書類は以下のとおりです。請求時に確認書類は添付する必要はありません。
 - (1) 生活保護世帯に属する方・・・「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」
 - (2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方・・・「市・県民税課税台帳記載事項証明書」 ※
 - ※ 市・県民税課税台帳記載事項証明書の代用となる書類
 - ① 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（若草色）
 - ② 介護保険負担限度額認定証（ピンク色）
 - ③ 介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（ピンク色）
 - ④ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（レモン色）
 - ⑤ 介護保険料額の通知書の所得段階が第 1～4 段階の方は、介護保険料額の通知書
 - ⑥ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）（空色）
 - ⑦ 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証（白色）
 - ⑧ 市民税・県民税納税通知書兼領収証書
- ・ 名義人以外にほかの世帯構成員がいる場合は、全員分の市・県民税課税台帳記載事項証明書が必要です。

● 接種券

- ・ 予診票から切り取って使用してください。

● 予診票

- ・ 医療機関に設置しています。（各所属医師会の指定の方法で入手）